

## 「健康被害の恐れの有無の判断における恐れありの事例」



### 地下水等経由のリスク（土壌溶出量基準）

- 汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用すること等による健康リスク。

#### 具体例

汚染土壌が存在する土地の周辺で、地下水を飲用するための井戸や取水口が存在する場合。

### 直接摂取によるリスク（土壌含有量基準）

- 特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスク。

#### 具体例

砂場遊びや屋外で活動をした際に汚染土壌が手に付着し、それを摂取する場合。



## 土壌汚染対策調査等のご用命は…

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関 指定番号：環2011-4-1

### 株式会社 守谷商会

長野県長野市南千歳町878

☎ 026-223-8192

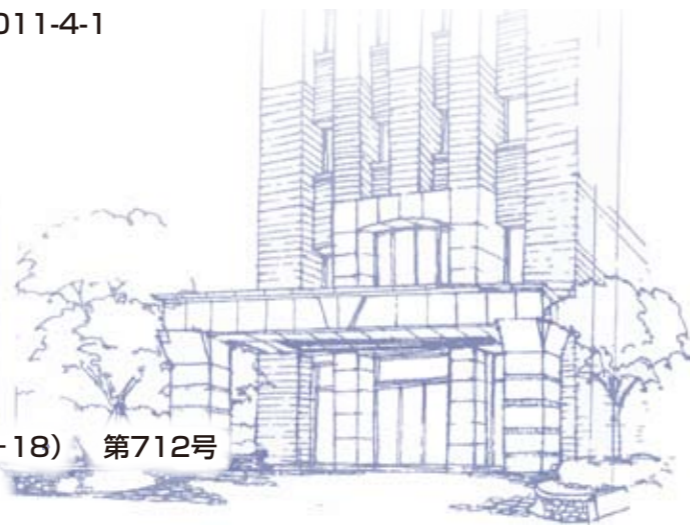
担当：中村まで

守谷商会

検索

特定建設業許可番号：国土交通大臣 許可（特-18） 第712号

建設コンサルタント登録番号：建21第8233号



# あなたの資産を守ります!!

## 土壌汚染調査・対策は守谷商会におまかせください

### 法改正による調査契機の変更

土壌汚染や地下水汚染問題が様々な形で顕在化する状況で、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が平成22年4月1日から施行されました。

改正された法律では、当該不動産において廃止された施設が有害物質使用特定施設であったり、その不動産の形質変更面積が3000㎡以上の場合、それぞれの届出が義務化され、さらに、当初から健康被害のおそれがあると認められる不動産においては、土壌汚染状況調査命令が発出されるようになりました。

### 全工程においてシームレスな対応が可能

当社では、土壌汚染地域の地歴調査からはじまり、土壌汚染状況調査および措置工事（フェーズ1～フェーズ3）までの全工程における計画策定・実施をシームレスに行うことが可能で、さらに品質管理の技術指導を技術管理者が直接行う体制を整えています。

### 新しい会計基準による資産管理のサポート

2010会計年度から上場企業の会計には、資産除去債務の計上が求められています。

保有土地に対する汚染状況を調査し、資産除去債務計上に必要な資料作成のお手伝いを致します。

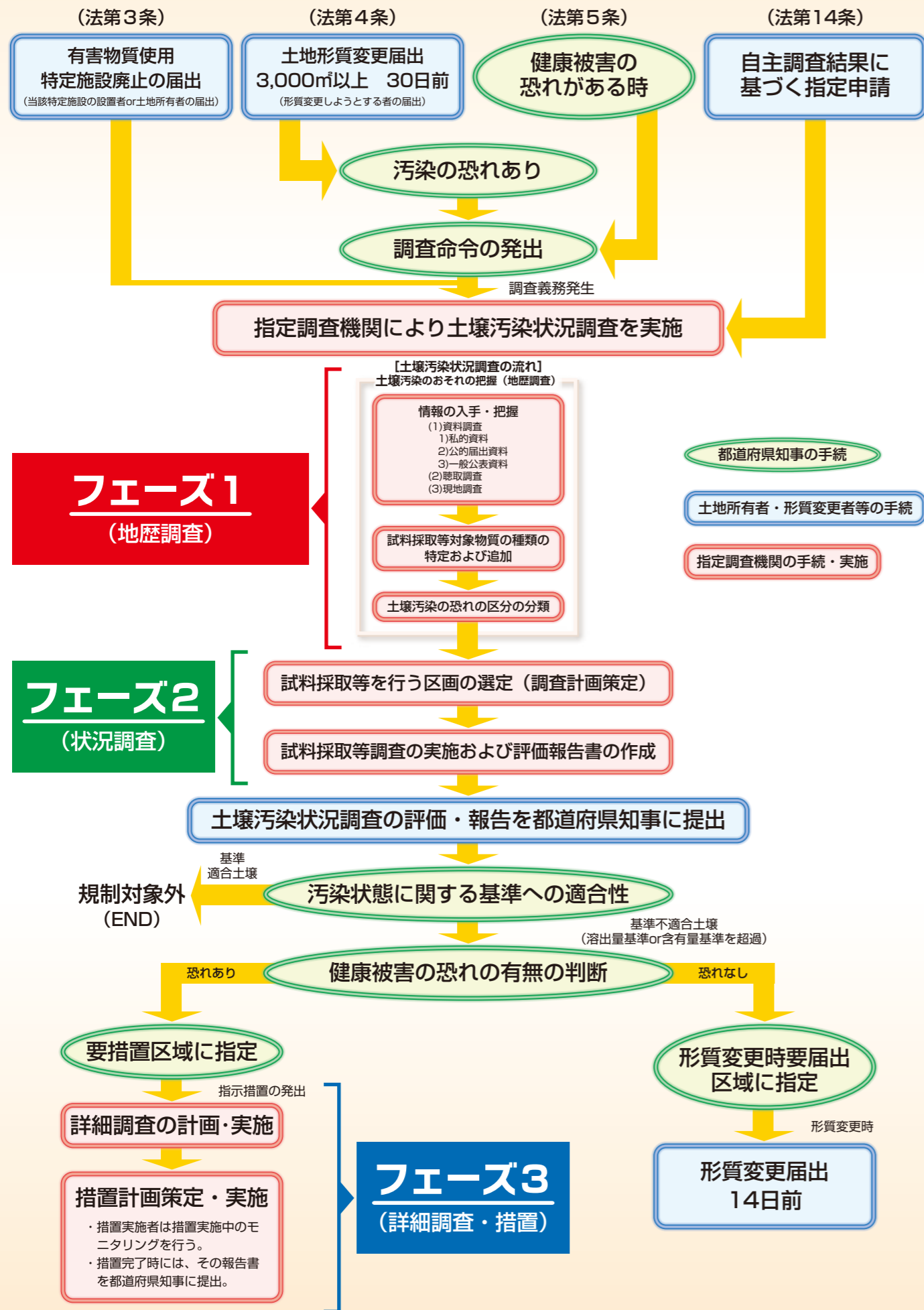


土壌汚染状況調査における土壌ガス調査



土壌汚染状況・詳細調査用ボーリングマシン  
（調査協力：(株)土木管理総合試験所）

# 土壌汚染対策等実務フロー



# 「汚染状態に関する基準への適合性における特定有害物質の指定基準」

分類	特定有害物質 (法第2条)	指定基準 (法第6条)		第二溶出量基準 (mg/L)	主な用途
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)		
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002以下		0.02以下	原料・溶剤 (オゾン層保護のため製造・使用禁止)
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下		0.04以下	樹脂原料、塩化ビニルモノマーの原料
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下		0.2以下	ポリ塩化ビニリデンの原料
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		0.4以下	溶剤、香料、有機合成
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下		0.02以下	土壌くん蒸剤、殺線虫剤
	ジクロロメタン	0.02以下		0.2以下	脱脂洗浄、冷媒、発泡剤
	テトラクロロエチレン	0.01以下		0.1以下	ドライクリーニング溶剤、脱脂
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下		3以下	金属洗浄剤 (オゾン層保護のため製造・使用禁止)
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下		0.06以下	溶剤、塩化ビニリデンの原料
	トリクロロエチレン	0.03以下		0.3以下	脱脂洗浄溶剤
第一種特定有害物質 (重金属)	ベンゼン	0.01以下		0.1以下	染料、溶剤、合成ゴム等の原料反応溶剤、ガソリン成分
	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	メッキ、合金、電池、ブラウン管
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	1.5以下	合金材料、メッキ、皮なめし
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	1.0以下	アクリル樹脂、染料、殺鼠剤の原料
	水銀及びその化合物	0.0005以下	15以下	0.005以下	乾電池、寒暖計、農業、アマルガム
	アルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと	農業(製造中止)、防腐剤
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	整流器、太陽電池、複写機感光剤
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	鉛管、蓄電池、ハンダ、活字
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	半導体、合金、防腐剤、顔料
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	24以下	アルミ精錬、ガラス製造、鉄鋼
第三種特定有害物質 (農薬等)	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	30以下	医薬品、電気メッキ、釉薬
	シマジン	0.003以下		0.03以下	除草剤
	チオベンカルブ	0.02以下		0.2以下	除草剤
	チウラム	0.006以下		0.06以下	硫黄殺菌剤、ゴム製造
	PCB	検出されないこと		0.003以下	トランス油・コンデンサー (製造・使用禁止)
有機りん化合物	検出されないこと		1以下	農薬(除草剤、殺虫剤)	